さいたま市骨髄移植等により免疫を喪失した方の任意予防接種費用の助成について

　骨髄移植手術等により、既に受けた定期予防接種の予防効果が低下または消失したと医師に判断され、任意接種による再接種が必要であると医師が認めた方に対し、接種費用を助成することで被接種者の経済的負担を軽減および予防接種で予防可能な疾患の感染やまん延を防止することを目的として、再接種費用を助成します。ただし、**再接種を受ける前に手続きが必要となります**ので、さいたま市保健所疾病対策課までご相談ください。

注：本事業を利用して受けた予防接種は本人の意思に基づく「任意予防接種」であり、万が一健康被害等が生じた場合の補償内容は、法に基づく「定期予防接種」とは異なります。また、健康被害救済の手続きは、ご自身で独立行政法人医薬品医療機器総合機構に行っていただく必要があります。

 再接種実施日においてさいたま市内に住民登録があり、以下の(1)～(3)すべての要件を満たす方

対象者

　(1)　骨髄移植等により、移植前に接種した定期予防接種の予防効果が低下または消失したため、任意予防接種による再接種が必要であると医師が認めた方

　(2)　再接種を受ける日において、20歳未満の方（※）

　(3)　令和３年４月１日以降に再接種を受けた方

* 以下の予防接種については、定期接種実施要領「長期療養特例」に定めのある年齢上限に従う。

４種混合・５種混合：１５歳未満、ヒブ：１０歳未満、小児用肺炎球菌：６歳未満

助成の対象となる予防接種

・予防接種法第２条第２項で定められたＡ類疾病にかかる予防接種で、令和３年４月１日以降に接種したもの（ロタウイルス感染症、ＢＣＧは除く）。

・骨髄移植等実施前に、法令の規定による年齢・間隔等に従って接種を行っていた予防接種。

助成金額

別に定める額を上限として、予防接種の費用として医療機関に支払った金額を助成します。

ただし、抗体検査料、文書料ならびに接種当日に予診等により接種が見送られた場合に要した

費用は除きます。

手続方法

　裏面をご確認ください。**再接種を受ける前に必要な手続きがあります**のでご注意ください。

お問い合わせ・申請先

さいたま市保健所　感染症対策課　予防接種推進係

住所：さいたま市中央区鈴谷７－５－１２

電話：０４８（８４０）２２１１

